

新交際費制度 19年3月決算から適用開始

平成18年度税制改正で設けられた「5,000円以下の飲食費は交際費に含めなくてもよい」という新交際費制度が19年3月決算法人の申告から適用されることとなります。

本来交際費になるものから、社外の者との飲食費については除外するという制度ですが、一定事項を記載した書類保存が要件とされるので、税務調査ではこの書類の保存が調査のポイントになることが予想されます。改めて確認しておきましょう。

書類に記載しなければならないと思われるものは下記のとおりです。

1. その飲食をした年月日
2. その飲食に参加した得意先、仕入先等の氏名または名称、及びその関係
3. その飲食に参加した者の数
4. その飲食にかかった費用の金額
5. 飲食店の名称、住所
6. その他参考となるべき事項

以上の記載ができなければ、たとえ、5,000円以下、3,000円以下であっても交際費になります。参加者名を記載するのは、社外の者との飲食であること、人数が間違いのないものであることを明らかにするためのものですから、相手先との関係と、社名、所属、氏名を全員分記載することが原則となります。

相手先の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、その参加者が間違いのないものである限り、「〇〇会社□□部A部長他10名、得意先」という書き方であっても差し使えないことになっていますが、数人の場合にこの方法をとることは望ましくありません。また、法令では接待した側の氏名、人数は記載要件とはされていません。

ただ、5,000円基準の計算では、飲食に参加した者の数が正しいことが必須となるので、社内の者による人数の水増しなどがないようにするため、接待側の氏名も記載することが望ましいといえます。

ご意見・ご感想はこちらまで

山守税理士事務所

TEL:03-5283-5280

FAX:03-5283-5270

HP:<http://www.yamamori-zeirishi.com/>